

公共事業事前評価調書(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	I. I-1. (2)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上

優先順位付け の考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価					事業間 ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果	
		公共開 与、事 業執行 主体の 妥当性	経済効 率性	事業 実施、 規模 の妥当 性	整備 手法 の有 効性	環境 負荷 への 配慮	事業 計画 の熟 度	貢献度ランクの評価			副次効果ランクの評価						
								貢献度 ランク	道路改良率 %	混雑時走行速度 km/h	副次効果 ランク	評点					
大型車のすれ違い不能区間が多い路線で、奥走行速度が遅い区間を優先する。	(一) 休息山梨線 跨線橋	○	○	○	○	○	○	a	14.7	25	1	3	SI	実施は妥当		実施	
								基準値	64.0	30	基準値	3.0					

副次効果評価調査

主要目標番号	I. I-1. (2)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所	評価の説明	評価結果
主要目標	市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上					
評価対象地区・箇所名	(一) 休息山梨線 跨線橋					
主要目標項目	I. 県民生活の豊かさや経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上			
			(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上			
			(3) 市街地内の交通の円滑化			
			(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上			
		I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上			
			(2) 憩い空間の創出			
			(3) 生活排水処理機能の向上			
			(4) 良好な市街地空間の確保			
			(5) 適正な居住空間の確保			
			(6) 歩行者等の通行空間の確保			
			(7) 道路景観の向上			
		I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上			
	(2) 農業生産力の向上					
	(3) 農業用排水能力の向上					
	(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
(5) 森林整備の効率化						
II. 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	●	○	道路改良率14.7%<64.0%未満、混雑時走行速度25.2km/h<30km/h以下 貢献度ランクa	2
		(2) 災害に強い道路の確保	●			
		(3) 都市災害防止				
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上				
	II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止				
		(2) 土石流被害の防止				
		(3) 崖崩れ被害の防止				
		(4) 地滑り被害の防止				
	II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減				
	副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化	●		
アクセス機能の維持			●			
主要渋滞ポイントの解消			●			
生活環境		水質の浄化				
		大気汚染の軽減	●			
		騒音・振動の軽減	●			
		良好な景観の創出	●			
		バリアフリー化の促進	●	○	車椅子で通行可能な幅員の確保。	1
		ライフラインの強化	●			
		身近な緑地・交流の場の提供	●			
		飲雑用水の安定供給				
		糞尿の処理				
		地域の文化・学習等活動の支援				
各種情報の円滑な提供						
自然環境		水源涵養機能の向上	●			
		生態系空間の再生				
事故・災害防止		防火帯・延焼遮断帯の確保	●			
		緊急時の避難・救助機能の確保	●			
		被災時の被害波及の防止				
		既存施設の崩壊危険性の排除				
	走行安全性の確保	●				
生産性	林業生産力の向上	●				
	遊休農地の解消					
	新たな公共用地の創出					
	農地の保全					
その他	農林産物の販売促進	●				
	自然エネルギーの活用					
	リサイクルの推進					
	文化・歴史的資源等の保存・復元					
	他事業との一体施工	●				
重要プロジェクトとしての位置づけ	●					
副次効果 評価点合計						3

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。  
 注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合には1点とする。